

2 都薬業発第 34 号
令和 2 年 12 月 28 日

地区薬剤師会 会長 殿
地区薬剤師会 担当役員 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
副会長 高橋正夫

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する
Q&A (第 10 版) について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本薬剤師会を通じて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関する Q&A（第 10 版）が厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛てに発出された旨の通知がありました。

本 Q&A では、薬局等における感染拡大防止等支援事業の対象経費等の考え方について示されております。

対象経費につきましては、例示されている経費であっても、「感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用」に限ると東京都からの連絡がありました事を申し添えます。

(別添資料)

- 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業
 - 問 10 (対象経費について)
 - 問 11 (休業補償保険の保険期間の考え方について)
 - 問 12 (再申請について)

<参考> 厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 自治体・医療機関向けの情報 一覧 (新型コロナウイルス感染症)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html